財務省告示第八十号

の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。 の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十八年一月三十一日までの輸入数量を同表 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一

平成十八年二月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。 から平成十八年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日 次の表の上欄

一、二七・トン				五
二六、一四ニトン				四
六トン				Ξ
二八・ハ・トン				
トン				
	米女)	車	表第一の六の項名
	女	\	俞	関税暫定措置法別

 九 一 一 、 二 二 二 二 二 十 二 二 二 十 二 十 二 二 二 十 十 二 十 1 1<th>- 一 一 一 四 一 一 一 一 一 二 二 十 六 五 二 二 三</th>	- 一 一 一 四 一 一 一 一 一 二 二 十 六 五 二 二 三
	- 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
	- 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
	- 四の二 一三 六 五
	- 四の二 一三
	- 四の二
四、五	
	_
一 四、 五七トン	
四、七九四トン	
九 三四、八五 トン	九
八 ・ 九五トン	八
ヤ · 回 ・ ・ 回 ・ と ・ ・ 回 ・ と ・ ・ と ・ ・ ・ ・ 回 ・ と ・ と	七
六	六

ー、二六二トン	二九
ハトン	二八
ニニ、六二四トン	二七
ニ、ニーミトン	二六
トン	三五
ニートン	二四
五、二四三トン	11111
一二六トン	
三一、四四三トン	
_	_